

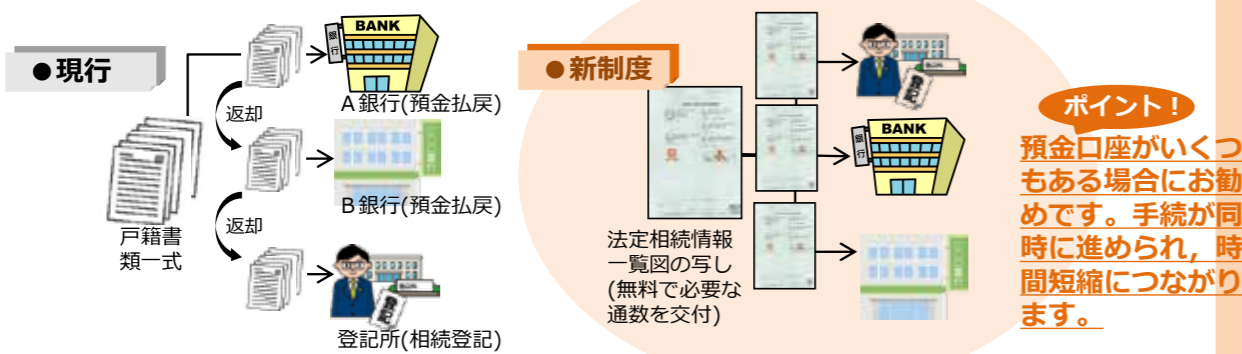
あなたの相続手続きを応援します！

# 法定相続情報証明制度



平成29年5月29日（月）から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタート！この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります（※1）。

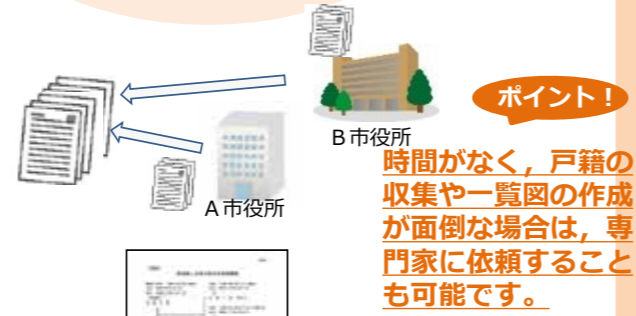
※1 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。



## 制度の概要

- ① 申出（法定相続人又は代理人）
  - ①-1 市区町村の窓口で戸除籍謄本等を収集します。
  - ①-2 法定相続情報一覧図を作成します。
  - ①-3 所定の申出書を記載し、①-1、-2の書類を添付して登記所に申出をします。
- ② 確認・交付（登記所）
  - ②-1 登記官による確認、法定相続情報一覧図の保管
  - ②-2 認証文付き法定相続情報一覧図の写しの交付、戸除籍謄本等の返却
- ③ 利用
 

③ 各種相続手続きへお使いください。  
（戸籍の束の代わりに各種手続きにおいて提出することが可能に）



未来につなぐ相続登記  
不動産の相続登記  
をお忘れなく！  
次の世代へのつとめです



法務局ホームページ  
QRコード

法定相続情報証明制度の詳しい手続は、[法務局ホームページ](#) をご覧ください。

水戸地方法務局

★申出をすることができるのは、被相続人（亡くなられた方）の相続人（当該相続人の地位を相続により承継した方を含む）です。

★申出の代理人となれるのは、次のとおりです。

- ・ 法定代理人（親権者、未成年後見人など）
- ・ 委任による代理人（民法上の親族、司法書士、土地家屋調査士、弁護士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士）

★申出をすることができる登記所は、次の土地を管轄する登記所となります。

- ① 被相続人（亡くなられた方）の本籍地
- ② 被相続人の最後の住所地
- ③ 申出人の住所地
- ④ 被相続人名義の不動産（土地、建物等）の所在地

## ★水戸地方法務局の登記所

平日8:30～17:15

登記所名	管轄区域	電話番号
本局 不動産登記部門	水戸市，那珂市，ひたちなか市，笠間市， 東茨城郡茨城町，城里町，大洗町，那珂郡東海村	029-227-9922
日立支局	日立市，高萩市，北茨城市	0294-21-2253
常陸太田支局	常陸太田市，常陸大宮市，久慈郡大子町	0294-73-0221
土浦支局	土浦市，石岡市，かすみがうら市， 小美玉市，稲敷郡阿見町，稲敷郡美浦村	029-821-0783
つくば出張所	つくば市	029-851-8186
龍ヶ崎支局	龍ヶ崎市，稲敷市，稲敷郡河内町，北相馬郡利根町	0297-62-0225
取手出張所	取手市，牛久市，守谷市，つくばみらい市	0297-83-0057
鹿嶋支局	鹿嶋市，潮来市，神栖市，行方市，鉾田市	0299-83-6000
下妻支局	古河市，下妻市，常総市，坂東市， 結城郡八千代町，猿島郡境町，五霞町	0296-43-3937
筑西出張所	結城市，筑西市，桜川市	0296-22-3495

※ 申出は、郵送によることも可能です。

水戸地方法務局